

## 倫理法・倫理規程セルフチェックシート (係長級職員用⑧)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。  
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	企業や地方公共団体から研修員として派遣され、国家公務員としての身分を有していない職員は、たとえ同じ係において国家公務員と一緒に業務を行っていたとしても、倫理法・倫理規程の適用対象外である。	
2	自分は毎年定期的に行われる事業の契約を担当している。次期の事業については、まだ入札公告がなされていない。この場合、仮に、ある事業者が雑談で「入札公告がなされれば入札に参加する」と言っていたとしても、入札公告がなされていない段階では、この事業者は利害関係者になることはない。	
3	OBも含め、自省の職員で結成しているサークル活動において、1泊の合宿を行うこととなった。この合宿の移動に際し、昨年度退職した職員で現在は利害関係のある企業に再就職しているOBから「自宅が近所だから昨年度と同様、合宿地までの行きとその帰りは一緒に行こう」と誘われた。このOBと合宿地まで一緒に行き、一泊し、合宿先からの帰路を共にすることは、倫理規程上の禁止行為に該当する。	
4	上司から誘われ、かつての同僚であり現在利害関係者となっているOB2名と酒食を共にした。会計の総額は1万6千円であったが、上司が利害関係者の分もとりまとめて支払った。利害関係者は各々4千円を上司に支払った。自分は上司から2千円でよいと言われたが、この場合、「割り勘」になっていないため、上司に2千円のみ支払うことは倫理規程に抵触する。	
5	ある事業者に対し補助金が適正に運用されているか監査をしていたところ、お昼の時間となったため、午前中の監査は終了した。午後でも当該事業者に対する監査を行う用務があり、かつ、近隣(徒歩10分以内)には飲食店がなかったことから、その事業者が弁当を無償提供すると言っている。これらの事情を勘案すると、事業者から弁当の提供を受けたとしても、倫理規程上、差し支えない。	
6	利害関係者である事業者に対し、その事業者が広く配布している宣伝用カレンダーを、自分の親にも贈って欲しいと考えた。このように依頼することは、そのカレンダーが広く配布する宣伝用物品であることから、倫理規程上問題はない。	
7	地方公共団体へ退職出向中に業務を通じて知り合った者との関係は、倫理規程上の禁止行為の例外となる「私的な関係」には該当しない。したがって、この出向時に、子どものスポーツ活動やPTA活動を通じて知り合った者との関係も「私的な関係」には含まれないこととなる。	
8	業務委託契約先の企業から社員が派遣され、自分と同じ係で勤務している。この社員が、私的に旅行しそのお土産を係のメンバーに配付していた。お土産の配付は、同じ職場で勤務する者同士の一般的な社交儀礼であることから、倫理規程上の禁止行為には該当しない。	
9	職場の忘年会を、自分の高校時代の友人が経営するお店で開催した。店の経営者である友人が「差し入れ」として、世間には余り流通していない珍しいお酒を数種類、計5本、無料で振る舞ってくれた。この場合、友人は利害関係者ではないため、この差し入れを無償で受けたとしても倫理規程上何ら問題となることはない。	
10	倫理法等違反が疑われる行為を国家公務員倫理審査会の公務員倫理ホットラインへ相談・通報しようとする場合、より詳細な内容の確認や通報者への調査状況のフィードバックの必要があるため、通報者の氏名や所属などを告げなければならない。	